第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則(以下「法科大学院学則」という。)は、学校法人西南学院寄附行為(大正5年2月15日) 第2条第1項第1号、西南学院大学学則(1949(昭和24)年4月1日)第2条の2第2項及び西南学院大学大学 院学則(1971(昭和46)年4月1日)第7条の2により、西南学院大学大学院法務研究科(以下「法科大学院」 という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (法科大学院の目的)

第2条 法科大学院は、本学の建学の精神に基づき、法学分野における学術の理論及び応用を教授研究し、法曹に求められる深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

#### (法科大学院の課程)

- 第3条 法科大学院に、専門職学位課程を置く。
- 2 前項の専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

#### (収容定員)

第4条 法科大学院の学生収容定員は、60名(入学定員20名)とする。

#### (修業年限)

- 第5条 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。ただし、入学時に、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者(以下「法学既修者」という。)は、その修業年限を1年以下短縮することができる。
- 2 転入学者の修業年限については、他の法科大学院で既に修得した単位のうち、本学法科大学院で 認定した単位数に応じて、本学に在学すべき期間を定める。ただし、その期間は2年以上とする。

#### (最長在学年限)

- 第6条 法科大学院における在学年限は、標準修業年限3年修了者にあっては6年、法学既修者にあっては4年を超えることはできない。ただし、休学の期間は在学年限に算入しない。
- 2 転入学者は、前条第2項の修業年限の2倍を超えて在学することはできない。ただし、休学の期間 は、在学年限に算入しない。

#### (学年、学期、休業日及び休暇)

第7条 法科大学院の学年、学期、休業日及び休暇については、西南学院大学学則第11条、第12条、 第13条及び第14条を準用する。

第2章 授業科目、単位数及び履修方法

## (授業科目及び単位数)

- 第8条 法科大学院の授業科目及び単位数は、別表第1の定めるところによる。
- 2 前項別表第1に掲げるもののほか、西南学院大学大学院法務研究科委員会(以下「法科大学院教授会」という。)の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

(修了に要する単位数)

第9条 法科大学院の課程を修了するためには、100単位以上を修得し、かつ、西南学院大学大学院法 務研究科規則(2004(平成16)年3月5日、以下「法科大学院規則」という。)に定める条件を満たさな ければならない。ただし、法学既修者については66単位以上を修得し、かつ、法科大学院規則に定 める条件を満たすことによって修了することができる。

(単位の修得)

- 第10条 法科大学院の授業科目を履修し、担当教員によって合格と認定された者には、その授業科目 所定の単位を与える。
- 2 法科大学院の単位修得認定の方法は、法科大学院規則で定める。
- 3 法科大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、法科大学院規則で定める。 第3章 学位の授与

(学位)

- 第11条 法科大学院修了者には、法務博士(専門職)の学位を授与する。
- 2 法科大学院の学位及びその授与について必要な事項は、西南学院大学学位規則(1971(昭和46)年4 月1日)で定める。

第4章 入学、休学及び退学

(専門職学位課程の入学資格)

- 第12条 法科大学院の専門職学位課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第83条に定める大学の卒業者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国 の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を 修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けら れた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 大学院に飛び入学した者であって、法科大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると法科大学院教授会が認めたもの
  - (9) 法科大学院教授会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
  - (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、 所定の単位を優れた成績をもって修得したと法科大学院教授会が認めたもの

(入学時期)

第13条 法科大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学志願)

第14条 法科大学院の入学を志願する者は、別に定める書類に入学検定料を添えて、定められた期日

までに提出しなければならない。

2 入学検定料は、32,000円とし、納付があった後は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

#### (入学の許可及び考査)

- 第15条 法科大学院の入学志願者に対しては、考査のうえ入学を許可する。
- 2 他の法科大学院から転入学を希望する者があるときは、考査の上、当該法科大学院で修得した単位を認定し、本学法科大学院2年次へ転入学を許可することがある。
- 3 考査の方法は、別に定める。

## (入学の手続)

第16条 法科大学院の入学を許可された者がとるべき手続については、西南学院大学学則第34条、第35条及び第36条を準用する。

#### (休学及び復学)

- 第17条 疾病その他やむを得ない理由のため、引き続いて2か月以上修学することができないときは、 保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けて、その学年又は学期中休学することができる。
- 2 疾病のため休学する場合には、医師の診断書を、前項の願書に添えなければならない。
- 3 休学中の学生が、復学を願い出たときは、審議の上、これを許可することができる。疾病による 休学の場合は、主治医及び学医の診断書を添付しなければならない。
- 4 休学期間は、標準修業年限3年修了者にあっては3年、法学既修者にあっては2年、転入学者にあっては本学に在学すべき期間を超えることはできない。なお、休学期間がこの期間を超える者は、除籍する。

#### (退学)

第18条 法科大学院の退学については、西南学院大学学則第38条を準用する。

### (再入学)

第19条 前条によって退学を許可された者が再入学を願い出たときは、法科大学院教授会で審議のうえ、許可することがある。

# (科目等履修生)

- 第20条 本学法科大学院の学生以外の者で、授業科目の履修を希望する者があるときは、法科大学院 教授会の議を経て、科目等履修生として履修を認めることができる。
- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第5章 懲戒

#### (懲戒)

第21条 法科大学院の学生の懲戒については、西南学院大学学則第67条、第68条及び第69条を準用する。

第6章 入学金及び授業料

## (入学金及び授業料)

- 第22条 法科大学院の入学を許可された者は、定められた期日までに入学金を納付しなければならない。
- 2 入学金(入学年度のみ)は、135,000円とする。ただし、本学出身者については全額を免除する。
- 3 入学金の額は、毎年社会事情によって、増額又は減額することができる。

- 第23条 法科大学院の学生は、定められた期日までに授業料、施設費等を納付しなければならない。
- 2 授業料及び施設費は、別表第2のとおりとする。
- 3 授業料の額は、社会事情によって、学年の途中でも増額又は減額することができる。
- 第23条の2 休学を許可された者は、休学期間中の授業料及び施設費にかわる別表第3に掲げる在籍基本料を納付するものとする。ただし、新入生の前期分については、本項を適用しない。
- 2 修了年次に法科大学院教授会において修了延期と判定された者(以下「修了延期者」という。)が休 学した場合の取扱いについては、別に定める。
- 第23条の3 修了延期者は、修了に必要な単位数を基準とした不足単位数に応じて、別表第4に掲げる 授業料を納付するものとする。
- 2 前項に定める授業料については、上限額を設ける。
- 第24条 法科大学院の入学金、授業料及び施設費等は、いったん納付した後は、返還しない。ただし、 指定する期日までに入学辞退を届け出た者に対しては、入学金を除く授業料及び施設費等を返還す る。
- 第25条 指定の期日までに授業料、施設費等を納付しない者に対しては、登校を停止し、なお、これ を納めない者は除籍する。
- 2 指定の期日は、次のとおりとする。

前期納入期限 4月30日(ただし、新入生については別に定める。)

後期納入期限 10月31日

第7章 教員組織

### (教員組織)

第26条 法科大学院の専任教員は、研究者教員及び実務家教員からなるものとする。

2 法科大学院の教員組織については、別に定める。

第8章 運営組織

# (法科大学院教授会)

第27条 法科大学院に法科大学院教授会をおく。

- 2 法科大学院教授会は、西南学院大学大学院法務研究科長(以下「法科大学院長」という。)及び法科大学院に所属する専任の教員をもって構成する。
- 3 法科大学院教授会は、法科大学院長がこれを召集してその議長となる。
- 4 法科大学院長は、法科大学院教授会の構成員である教授のうちから、法科大学院教授会の推薦に 基づき、学長が補する。
- 5 法科大学院長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 法科大学院教授会の処理事項は、西南学院大学大学院法務研究科委員会規程(2004(平成16)年3月5日)に定める。

第9章 学則等の準用

#### (学則等の準用)

第28条 この学則に定めるもののほか、法科大学院の学生に関し必要な事項は、西南学院大学学則及びその他の西南学院諸規程を準用する。

第10章 点検評価

(点検評価)

- 第29条 法科大学院は、第2条の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、 自ら点検及び評価(以下「点検評価」という。)を行う。
- 2 点検評価については、別に定める。

附則

この学則は、2004(平成16)年4月1日から施行する。

附則

この改正学則は、2005(平成17)年4月1日から施行し、2005(平成17)年度入学生及び在学生全員に適用する。

附則

この改正学則は、2005(平成17)年12月1日から施行する。

附則

この改正学則は、2006(平成18)年4月1日から施行し、2006(平成18)年度入学生及び在学生全員に適用する。

附則

この学則は、2007(平成19)年4月1日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定は、2007(平成19) 年度入学生から適用する。

KH BII

この学則は、2008(平成20)年4月1日から施行し、2008(平成20)年度入学生及び在学生全員に適用する。

附則

- 1 この学則は、2009(平成21)年4月1日から施行し、2009(平成21)年度入学生から適用する。
- 2 改正後の学則の規定は、別表第1IV展開・先端科目群のうち執行・保全法を除いて、在学生全員に 適用する。

附則

この学則は、2010(平成22)年4月1日から施行し、2010(平成22)年度入学生から適用する。ただし、 別表第1の授業科目のうち憲法訴訟論及び刑事実務演習については、在学生全員に適用する。

附則

この学則は、2011(平成23)年4月1日から施行し、2011(平成23)年度入学生から適用する。

附則

この学則は、2012(平成24)年4月1日から施行し、2012(平成24)年度入学生から適用する。ただし、 別表第1の授業科目のうち司法福祉論については、在学生全員に適用する。

附則

この学則は、2012(平成24)年10月1日から施行し、2012(平成24)年度入学生から適用する。ただし、

別表第1の授業科目のうち倒産法演習及び民事手続法特講については、在学生全員に適用する。

# 附則

この学則は、2014(平成26)年4月1日から施行し、2014(平成26)年度入学生から適用する。

# 附則

この学則は、2015(平成27)年4月1日から施行し、2015(平成27)年度入学生から適用する。ただし、 別表第2及び別表第4については、在学生全員に適用する。

# 附則

この学則は、2018(平成30)年4月1日から施行し、2018(平成30)年度入学生から適用する。ただし、 別表第1の授業科目のうち税法演習、環境法演習、知的財産法演習、国際私法演習、国際公法及び国 際公法演習については、在学生全員に適用する。

# 別表第1(法科大学院学則第8条)

I 法律基本科目群		法律:	基本和	斗目群
-----------	--	-----	-----	-----

(1)	入門科目

	▲行政法入門	2
	▲民事手続法入門	2
	▲刑事手続法入門	2
(2)	公法系科目	
	統治の基本構造	2
	基本的人権の基礎	4
	◎憲法訴訟論	2
	●◎法と行政活動	2
	●◎行政救済法	2
	D◎公法演習 I	2
	公法演習Ⅱ	2
(3)	民事法系科目	
	■ 民法 I (総則・物権法)	4
	民法Ⅱ(債権法総論)	2
	民法Ⅲ(担保物権法)	2
	民法IV(債権法各論)	4
	民法V(家族法)	2
	商法 I	4
	商法Ⅱ	2
	◎民事手続法	4
	D◎民法演習 I	2
	<b>○</b> 民法演習 II	2
	<b>○</b> 民法演習Ⅲ	2
	●◎商法演習	2
	◎民事手続法演習	2
	●◎民事法総合演習 I	2
	民事法総合演習Ⅱ	2
	民事法事例演習	2

(4) 刑事法系科目

	<ul><li>● 刑法 I (総論)</li></ul>	2
	● 刑法Ⅱ(各論)	4
	●◎刑事手続法	4
	●◎刑事法演習	2
	●◎刑事法総合演習I	2
	刑事法総合演習Ⅱ	2
Π	法律実務基礎科目群	
	● 法の理論と実務	2
	●◎民事訴訟実務の基礎	2
	●◎刑事訴訟実務の基礎	2
	●◎法曹倫理	2
	△ エクスターンシップ	2
	●◎民事模擬裁判	2
	●◎刑事模擬裁判	2
	△ 刑事実務演習	2
	△ 弁護士実務	2
Ш	基礎法学・隣接科目群	
	法哲学	2
	法社会学	2
	法制史	2
	外国法	2
	法律英語	2
	■国際社会と法	2
	政治学	2
	法と経済学	2
	行政学	2
	■キリスト教倫理	2
IV	展開・先端科目群	
	税法	2
	税法演習	2
	地方自治法	2
	環境法	2
	環境法演習	2
	土地私法	2
	消費者問題	2
	金融法	2
	知的財産法	2
	知的財産法演習	2
	労働法	2
	労働法演習	2
	経済法	2
	経済法演習	2
	執行・保全法	2
	倒産法	2
	倒産法演習	2
	民事手続法特講	2

特別刑法	2
刑事政策	2
刑事弁護実務	2
高齢者・障害者問題	2
司法福祉論	2
国際私法	2
国際私法演習	2
国際取引法	2
国際人権法	2
国際公法	2
国際公法演習	2

#### ▲印のうちから4単位以上選択必修

標準修業年限3年修了者は△印のうちから2単位以上選択必修、法学既修者は△印のうちから4単位以上選択必修 III基礎法学・隣接科目群及びIV展開・先端科目群のうちから20単位以上選択必修 (ただし、■印のうちから2単位以上選択必修 を含めて、III基礎法学・隣接科目群のうちから4単位以上選択必修とする。)

# (注)

- 1 ●印は標準修業年限3年修了者必修を、◎印は法学既修者必修を示す。
- 2 ▲印は標準修業年限3年修了者選択必修を示す。
- 3 △印及び■印は標準修業年限3年修了者及び法学既修者選択必修を示す。

# 別表第2(法科大学院学則第23条)

	年次	年額	納力	人額
			前期	後期
授業料	1年次	750,000円	375,000円	375,000円
	2年次	750,000円	375,000円	375,000円
	3年次	750,000円	375,000円	375,000円
施設費	1年次	130,000円	65,000円	65,000円
	2年次	130,000円	65,000円	65,000円
	3年次	130,000円	65,000円	65,000円

# 別表第3(法科大学院学則第23条の2)

	学期	学年
在籍基本料	60,000円	120,000円

# 別表第4(法科大学院学則第23条の3)

1単位の授業料	23,000円
学期上限額	375,000円
学年上限額	750,000円